

美谷本小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は美谷本小学校PTAと称し、事務所を戸田市立美谷本小学校内に置く。

第2条 本会は、会員が協力して、学校、家庭及び社会における児童の健全な育成及び福祉の増進に努めるとともに、会員相互の親睦及び教養の充実を図ることを目的とする。

第3条 本会への入会は任意とし、会員は定められた手続きに則りいつでも本会を退会できる。

2 本会における全ての活動は、会員の自由意思に基づいて行われ、会員は本会における活動を何ら強制されない。

3 本会は、本会への入会資格を有する保護者が本会に入会しない場合であっても、当該保護者が監護する児童に対して合理的な配慮をし、不当な差別的取り扱いを行わない。

4 前項の規定にかかわらず、本会は、本会への入会資格を有する保護者で本会に入会しない者に対して、本会の活動に要する費用でかつ当該保護者が合理的に負担すべき費用を請求できる。

第4条 本会は公教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

(1) 児童及び青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(2) 公教育を本旨としない活動を目的とする他の団体との関係は持たない。

(3) 学校及び教育関係者と教育問題について討議し、意見の具申及び参考資料の提供等を行うが、学校管理には関係しない。

第5条 本会は、第2条の目的を達するため次の事業を行う。

(1) 必要な諸行事及び諸会合の企画及び開催に関すること。

(2) 教育上必要な調査及び研究に関すること。

(3) 児童の教育的環境の整備に必要な施設及び設備の充実に関すること。

(4) 児童及び会員の親睦、教養の充実及び福利厚生に関すること。

(5) 家庭教育及び社会教育の振興及び充実並びに学校運営への協力に関すること。

(6) 会員間の連絡提携に関すること。

(7) 児童及び会員の慶弔に関すること。

(8) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員及び役員

第6条 本会の会員となることができる者は、美谷本小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。

第7条 本会へ入会しようとする者は、会長に入会届を提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、令和2年2月21日時点で美谷本小学校に在籍していた1学年から5学年までの児童の保護者であって会長に退会届を提出していない保護者及び教職員は、本会の会員とみなすものとする。

第8条 本会を退会しようとする者は、会長に退会届を提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合は、本会を退会したものとみなす。

(1) 保護者である会員が監護する全ての児童が美谷本小学校に在籍しなくなった場合

(2) 教職員である会員が美谷本小学校に在籍しなくなった場合

(3) 会員が1年以上定められた会費を滞納した場合

第9条 本会の会員は、定められた会費を納めなければならない。

第10条 本会の役員は、本部役員、専門部役員及び顧問、参与とする。

第11条 本会の本部役員は、次のとおりとする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 幹事 3名ないし4名（うち書記1名ないし2名、会計1名ないし2名）

(4) 監査 若干名

2 本部役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠本部役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第12条 本部役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(3) 幹事は、本会の専門部に属さない事項の処理を行う。そのうち、書記は会議記録を行い、会計は会計事務を行う。

(4) 監査は、本会の会計事務を監査し、総会で報告する。

第13条 本会は、本会の専門部に所属する専門部役員を置く。

2 専門部役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第14条 本会は、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、本会の会議に出席することができ、必要に応じ、本会の会務に意見することができる。

3 参与は、会長からの要請に応じ、本会の会務に意見することができる。

第3章 会議

第15条 本会の会議は、総会及び本部役員会とする。

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とし会長が招集する。開催の方法については、招集、書面若しくは電磁的方法をもっての表決、インターネット等を利用するなど、本部役員会に諮り決定することができる。

2 定期総会は、毎年5月末日までに開催する。ただし、災害等やむを得ない理由があるときは会長の判断で延期できる。

3 臨時総会は、会員の3分の1以上の要求があるときに開催しなければならない。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。

5 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。委任状を提出した会員についても出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 7 会長が総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第17条 総会は、次に掲げる事項を議決又は承認する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他本部役員会で必要と認められた事項

第18条 本部役員会は、本部役員及び学校長をもって構成する。ただし、監査は除く。

- 2 本部役員会の議長は、会長をこれにあてる。
- 3 本部役員会は、随時会長が招集し開催する。
- 4 本部役員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 本部役員（監査は除く）が本部役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる本部役員（監査は除く）及び学校長の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の本部役員会の決議があったものとみなす。

第19条 本部役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議案及び開催に関すること。
- (2) 本会の事業運営に関すること。
- (3) 緊急を要する事項についての承認。ただし、次の総会で報告しなければならない。
- (4) その他必要な事項

第4章 組織及び運営

第20条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) ベルマーク部
- (3) サポート部
- (4) 防犯部

第21条 各専門部は次の事項を分掌する。

- (1) 総務部は、総会その他諸会合の企画及び運営を行うとともに、各専門部に属さないその他の事項を処理する。
- (2) ベルマーク部は、ベルマークに関する企画及び運営を行う。
- (3) サポート部は、旗当番表作成時の教職員に対する支援、美谷本小学校PTA機関誌の発行、その他学校行事の支援に関する企画及び運営を行う。
- (4) 防犯部は、児童の校外補導及び安全対策に関する企画及び運営を行う。

第5章 会計

第22条 本会の会計は、会費、助成金、事業収益、寄付金及びその他をもってこれに当てる。

第23条 本会の会費は、会員の世帯ごとに月額200円とする。

2 本会の会費は、本部役員会の決議を経て減免することができる。

第6章 事業年度

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

第25条 本会の会則は、総会の決議を経なければ改廃することができない。

第26条 その他必要な事項については、細則を別に定める。

2 細則を定めるにあたっては、本部役員会において協議する。

附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

【改正履歴】

第1回 昭和48年5月13日

第11回 平成12年5月6日

第2回 昭和49年5月19日

第12回 平成13年5月19日

第3回 昭和50年4月27日

第13回 平成16年5月21日

第4回 昭和52年4月23日

第14回 平成17年5月27日

第5回 昭和55年2月27日

第15回 平成25年5月10日

第6回 昭和60年5月11日

第16回 平成28年5月13日

第7回 昭和62年3月17日

第17回 平成29年5月12日

第8回 平成4年5月9日

第18回 平成30年5月11日

第9回 平成7年5月20日

第19回 令和元年5月10日

第10回 平成8年5月18日

第20回 令和2年5月15日

第21回 令和5年5月12日

美谷本小学校PTA細則

第1章 役員の選出

第1条 本部役員の選出は、参与、顧問、本部役員及び教職員が推挙し、本部役員会に諮り、総会の承認を得なければならない。

2 副会長のうち1名は教頭とし、幹事のうち1名は教職員とする。

3 監査は、他の役員を兼ねることができない。

4 補欠本部役員の選出は、本部役員会の承認を得なければならない。

第2条 顧問は学校長及び正副会長歴任者が、参与は正副会長歴任者がこれにあたり、会長が委嘱し、総会で報告する

第3条 専門部員は、次のとおり選出する。

(1) 総務部 6名以内

(2) ベルマーク部 6名以内

(3) サポート部 12名以内

(4) 防犯部 12名以内

2 専門部役員は本部役員を兼任することができない。

3 各専門部において、連絡係及び会計係を各1名ずつ、専門部役員の互選により選出する。

第4条 本部役員として任期が終了した会員は、会員として所属する期間において、役員の免除の申し出ができる。

第2章 会議の運営

第5条 総会における司会は、総務部に所属する役員がこれを務める。

第3章 会費の納入

第6条 会費は、年会費として定められた期日までに1年分を納入する。

2 転入者は入会した月の分から納入する。

3 転出者に転出した翌月以降の分を返還する。

ただし、転出者は返還を辞退することができる。

4 転出者以外で本会を自主的に退会した者への会費の返還は行わない。

第4章 会員の慶弔及び記念品贈呈

第7条 会員の慶弔は、次の通りとする。

適用	内容
教職員の結婚	5,000円
教職員の転退職（2年以上）	2,000円
教職員の転退職（2年未満）	1,000円程度の記念品
会員の死亡	花輪または香典（10,000円）
在学児童の死亡	花輪または香典（10,000円）
在学児童の入院（20日以上）	5,000円
教職員の入院（20日以上）	5,000円

- 2 会員の慶弔は、前項に関わらず、必要に応じ実施できる。ただし、正副会長により決定し、本部役員会に報告しなければならない。

第8条 会員の記念品贈呈は、次の者について行う。ただし、教職員については校長、教頭及び教務主任等とする。

- (1) 2年連続で本部役員であった者
- (2) 本会に特段の功労のあった者

- 2 会員の記念品贈呈は、総会において、新年度における会長が行う。

第5章 活動における交通費支給

第9条 PTA活動における交通費支給は、次の通りとする。

適 応	内 容
市 内	無 し
市 外 (半日)	1, 0 0 0 円
市 外 (一日)	2, 0 0 0 円

- 2 PTA活動における交通費支給を受ける者は、活動日、活動場所及び活動内容について、活動前に、本部役員に報告しなければならない。
- 3 PTA活動における交通費支給を受けた者は、本部役員に当日配布書類等を提出しなければならない。

第6章 その他

第10条 この細則は、本部役員会の決議を経なければ改廃することができない。

附 則

この細則は、昭和55年2月27日から施行する。

【改正履歴】

第1回 昭和59年4月18日	第11回 平成27年5月 8日
第2回 昭和62年3月17日	第12回 平成28年5月13日
第3回 昭和63年3月 3日	第13回 平成29年3月 1日
第4回 平成 7年5月20日	第14回 平成29年5月12日
第5回 平成12年4月18日	第15回 平成30年5月11日
第6回 平成13年4月18日	第16回 平成31年5月10日
第7回 平成16年5月21日	第17回 令和 元年5月10日
第8回 平成17年5月27日	第18回 令和 2年5月15日
第9回 平成18年3月10日	第19回 令和 5年4月18日
第10回 平成21年3月 6日	

美谷本小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 美谷本小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報を適正に管理するとともに、本会を円滑に運営し、会員の権利、利益を保護することを目的として本規則を定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(管理者、取扱者)

第3条 本会における個人情報の管理者（以下、「本管理者」という。）は、本会の会長とする。

第4条 本会における個人情報の取扱者（以下、「本取扱者」という。）は本会の本部役員、専門部役員とする。

第5条 本管理者、本取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。退任して以降も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。

(利用)

第7条 本会が取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 問合せ・連絡、文書の送付、情報の伝達・送信
- (2) 会費の集金・管理
- (3) 役員の推薦、勧誘及び選出
- (4) 会員名簿等の名簿の作成・管理
- (5) 旗当番表の作成・管理
- (6) 広報誌等への掲載

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、本規則第7条に規定する目的以外に、個人情報を利用してはならない。

(管理、保管)

第9条 個人情報は、本管理者が適正に管理するものとする。不要となった個人情報は適切かつ速やかに廃棄する。

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、パスワードを設定するとともにウイルス対策ソフト等により適切な状態に保つこととする。持ち出す場合は、電子メールでの送信、記録デバイスのいずれについても、暗号化やパスワードを施す等、管理を適切に実施する。

2 紙媒体に記載されたもの及び記録デバイスは鍵のかかる場所で保管し、本管理者、本取扱者以外の目に触れるところに放置しない等適切に管理する。

(第三者への提供の制限)

第11条 個人情報は以下の各号を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 国の機関もしくは地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供するとき（本規則第11条に規定する場合は除く）は、次の事項について、本管理者もしくは本取扱者が記録を作成し、保管する。

- 1、第三者の氏名
- 2、提供する対象者の氏名
- 3、提供する情報の内容
- 4、提供する対象者の同意を得ている旨

（第三者から提供を受ける際の取扱い）

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について、本管理者もしくは本取扱者が記録を作成し、保管する。

- 1、第三者の氏名
- 2、第三者が個人情報を取得した経緯
- 3、提供を受ける対象者の氏名
- 4、提供を受ける情報の内容
- 5、提供を受ける対象者の同意を得ている旨

（本人からの情報開示請求）

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に従いこれに応じる。

（漏洩等の場合の対応）

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに本管理者に報告しなければならない。

（周知）

第16条 本会は本取扱者に対して、個人情報の取り扱いについて、本規則で定めるルールを周知しなければならない。

（苦情処理）

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正手続き）

第18条 本規則は、本会の会則と一体となすものとみなし、総会の決議を経なければ改廃することができない。

附則

本規則は、令和2年5月15日より施行する